

倉吉市水道事業給水条例（昭和33年4月1日条例第16号）

最終改正:令和6年3月22日条例第12号

改正内容:令和6年3月22日条例第12号〔令和6年4月1日〕

○倉吉市水道事業給水条例		昭和33年4月1日条例第16号
改正		
	昭和34年4月1日条例第15号	
	昭和34年7月7日条例第23号	
	昭和35年4月1日条例第6号	
	昭和36年4月1日条例第10号	
	昭和38年4月5日条例第21号	
	昭和39年6月18日条例第38号	
	昭和42年4月1日条例第21号	
	昭和46年4月1日条例第18号	
	昭和47年4月1日条例第16号	
	昭和47年6月23日条例第38号	
	昭和48年4月1日条例第22号	
	昭和48年9月13日条例第46号	
	昭和49年3月25日条例第7号	
	昭和49年6月18日条例第27号	
	昭和50年3月24日条例第14号	
	昭和51年10月1日条例第36号	
	昭和53年9月18日条例第27号	
	昭和54年3月28日条例第16号	
	昭和55年4月1日条例第13号	
	昭和56年4月1日条例第19号	
	昭和56年7月1日条例第28号	
	昭和58年4月20日条例第16号	
	昭和59年3月27日条例第16号	
	昭和60年6月29日条例第15号	
	昭和61年4月1日条例第10号	
	昭和63年4月1日条例第18号	
	平成元年3月30日条例第19号	
	平成2年3月30日条例第17号	
	平成4年4月1日条例第11号	
	平成4年10月16日条例第27号	
	平成5年4月1日条例第16号	
	平成5年12月22日条例第40号	
	平成8年2月28日条例第1号	
	平成8年3月27日条例第14号	
	平成9年3月27日条例第13号	
	平成10年3月30日条例第12号	
	平成11年6月4日条例第9号	
	平成12年3月31日条例第1号	
	平成15年3月27日条例第14号	
	平成25年12月25日条例第34号	
	平成31年3月25日条例第4号	
	令和元年9月30日条例第10号	
	令和元年12月20日条例第22号	
	令和3年12月20日条例第30号	
	令和5年9月21日条例第28号	
	令和6年3月22日条例第12号	
倉吉市水道事業給水条例		

目次

- 第1章 総則（第1条―第9条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第10条―第17条）
- 第3章 給水（第18条―第23条）

第4章 水道料金、量水器使用料、加入金及び手数料(第24条—第35条)

第5章 管理(第36条—第39条)

第6章 貯水槽水道(第40条・第41条)

第7章 雑則(第42条)

第8章 罰則(第43条・第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき倉吉市水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 配水管 主要幹線で公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の認定したもの

(2) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

(3) 一般用 一般家庭用及び次号から第7号までに属しないものに使用するもの

(4) 団体用 工場、会社、官公署、学校、病院その他これに類するものが使用するもの

(5) 湯屋用 公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場をいう。)に使用するもの

(6) 臨時用 工事その他臨時の用に使用するもの

(7) 消火用 消防用に使用するもの

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

(2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置を所有できる者)

第5条 給水装置は、家屋所有者又は家屋所有者の同意を得た者でなければ、これを所有することができない。ただし、特別の場合は、土地所有者又は土地所有者の同意を得た者はこれを所有することができる。

(給水装置の所有者の代理人)

第6条 給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を置くことができる。

(総代理人の選定)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し管理者に届け出なければならない。

(1) 給水管を共有するとき。

(2) 共用の給水装置を使用するとき。

(3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の総代理人を不適当と認めたときは変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第9条 水道の使用者又は総代人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)は、最善の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、撤去その他の工事(以下この章において「工事」という。)をしようとする者は、書面をもって管理者に申し込まなければならない。ただし、修繕に限り、口頭で申し込むことができる。

2 管理者は、前項の申込みがあった場合において必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の取消し等)

第11条 前条の規定により申込みをする者(以下「工事申込者」という。)が、工事の設計を変更し、又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による設計の変更又は申込みの取消しにより損害を生じた場合は、工事申込者がその損害を賠償しなければならない。

(工事の施行)

第12条 工事の設計及び施行は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が行う。

- 2 前項の規定により工事の設計及び施行を指定工事業者が行うときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後、速やかに検査を受けなければならない。
 - 3 指定工事業者に関する事項については管理者が別に定める。
 - 4 指定工事業者は、指定その他取扱いに関する手数料を管理者に納付しなければならない。
(給水管及び給水用具の指定)
- 第13条 管理者は、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定工事業者に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
(工事の費用負担)
- 第14条 工事の費用(以下「工事費」という。)は、工事申込者の負担とする。
- 2 公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。
(工事費の算出方法)
- 第15条 工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- (1) 設計費
 - (2) 材料費
 - (3) 運搬費
 - (4) 労力費
 - (5) 道路復旧費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。
(工事費の予納及び精算)
- 第16条 管理者が工事を行うときは、工事申込者は、設計により算出した工事費の概算額を工事の着手前に納入しなければならない。ただし、修繕その他工事で管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する概算額は、工事しゅん工後、これを精算する。
(給水装置の変更)
- 第17条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。
- ### 第3章 給水
- (給水の原則)
- 第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
 - 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても管理者はその責めを負わない。
(量水器の設置)
- 第19条 給水量は、量水器により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 量水器は給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
 - 3 量水器は管理者が設置して、水道使用者等に貸与し、保管させる。
 - 4 前項の規定による保管者は、最善の注意をもって量水器を管理し、保管者がその管理義務を怠ったために量水器を亡失し、又は毀損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。
(給水の申込み)
- 第20条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に給水を申し込み、その承認を受けなければならない。
(使用の中止及び変更等の届出)
- 第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用を中止し、又は給水装置を廃止しようとするとき。
 - (2) 2種以上の用途に使用しようとするとき又は用途を変更しようとするとき。
 - (3) 消防の演習に消火栓を使用しようとするとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 共用給水装置における総代人又は使用戸数に変更があったとき。
 - (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (4) 消火に使用したとき。
(私設消火栓の使用)
- 第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消防の演習用に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。
(給水装置及び水質の検査)
- 第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その検査の結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 水道料金、量水器使用料、加入金及び手数料

(水道料金及び量水器使用料の支払義務)

第24条 水道料金及び量水器使用料(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負担するものとする。

(料金)

第25条 料金は、水道料金及び量水器使用料をそれぞれ次の各表に定める額により算出した額の合計に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 水道料金

用途	基本料金(月額)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	料金	
一般用	8立方メートルまで	670円	8立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 116円 20立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 145円 100立方メートルを超える分 153円
団体用	10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 149円 100立方メートルを超える分 171円
湯屋用	100立方メートルまで	8,420円	100立方メートルを超え、250立方メートルまでの分 117円 250立方メートルを超える分 144円
臨時用	1立方メートルまで	320円	1立方メートルを超える分 320円
消火用(演習を含む。)		無料	

(2) 量水器使用料

口径	金額(月額)
13ミリメートル	80円
20ミリメートル	160円
25ミリメートル	180円
30ミリメートル	240円
40ミリメートル	370円
50ミリメートル	2,000円
75ミリメートル	2,600円
100ミリメートル	3,300円
150ミリメートル	6,000円

第25条の2 量水器1個で居住の用に供する2戸以上の水道使用者がある場合の料金は、各戸ごとに使用したとみなして算出した水道料金と当該量水器1個の量水器使用料とを合計した額とする。ただし、この計算による料金が、前条の料金を超える場合は、同条の規定を適用する。

2 前項の規定は、総代人を選定し、あらかじめ管理者に使用戸数の届出のあったものについて適用する。

(料金の算定)

第26条 料金は、2月ごとの定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下「定例日」という。)に量水器の点検を行い、計量した使用水量により、その2分の1に相当する使用水量をそれぞれ定例日の属する月分及びその翌月分として算定する。ただし、使用水量を2で除して端数を生じたときは、その端数は定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者の定めるものについては、毎月定例日を定めて量水器を点検し、その日の属する月分として料金を算定する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、定例日以外の日に点検することができる。

4 量水器に使用水量を示さない場合でも、第21条第1項第1号の届出をしない限り、料金を徴収する。

(水量の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 積雪その他の理由により量水器の測定ができないとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(共用給水装置の水量の認定)

第28条 共用給水装置の水量は各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 定例日から次の定例日までの中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 定例日から使用を中止した日までの期間又は使用を開始した日から次の定例日までの期間(以下「使用期間」という。)が1月以内のときは、1月とみなして算定する。
- (2) 使用期間が1月を超え2月に満たないときは、2月とみなして算定する。

2 定例日から次の定例日までの中途において用途に変更があった場合は、使用日数の多い用途区分に従って料金を算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の用途区分に従って料金を算定する。

(料金の前納)

第30条 管理者は、臨時その他の給水で管理者が必要であると認めたときは、給水の申込みの際管理者が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(用途その他の認定)

第31条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者による納付の方法により毎月、指定された納期限までに納入しなければならない。

(加入金)

第32条の2 給水装置の新設又は給水管の増口径の工事申込者から、量水器の口径の区分に従い、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、給水管の増口径の工事申込者から徴収する加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と、旧口径に应ずる加入金の額との差額とする。

量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	32,000円
20ミリメートル	87,000円
25ミリメートル	148,000円
30ミリメートル	216,000円
40ミリメートル	458,000円
50ミリメートル	789,000円
75ミリメートル	2,129,000円
100ミリメートル以上	管理者が定める額

2 前項の加入金は、同項の規定による給水装置の工事申込みの際納付しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の加入金は返還しない。ただし、第1項の工事を中止し、又は変更したときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者又は申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事業者の指定又は指定の更新 1件につき10,000円
- (2) 指定給水装置工事業者証の再交付 1件につき1,000円
- (3) 第12条第2項の規定による設計審査及びしゅん工検査 工事費の1.5パーセントの額(100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該額が100円未満のときは100円とする。)

第34条 削除

(料金、加入金及び手数料等の減免)

第35条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、当該給水装置に係る水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又は自ら適当な措置をとることができる。

2 前項の措置に要する費用は、当該措置を必要とした給水装置に係る水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして偽りその他の不正な行為をしたとき。
- (2) 担当職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水装置の工事を行い、又は水道を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用した場合等において警告を発してもなおこれを改めないとき。

2 管理者は、この条例により納付すべき料金、手数料及び工事費を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

第43条 第38条第1項の規定に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

第44条 偽りその他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときにあっては、5万円)以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

2 倉吉市上水道給水条例(昭和31年倉吉市条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和34年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則(昭和34年7月7日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年4月5日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月分料金から適用する。

附 則(昭和39年6月18日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号から第6号まで及び第25条の改正規定は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日条例第16号)

この条例は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則(昭和47年6月23日条例第38号)

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年9月13日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第7号)

この条例は、当該地域に給水を開始した日から施行する。

(昭和50年倉吉市水道事業告示第2号で、昭和50年4月1日から上北条地域給水開始・昭和51年倉吉市水道事業告示第2号で、昭和51年6月1日から福光地域給水開始)

附 則(昭和49年6月18日条例第27号)

この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の2の改正規定は、昭和50年5月分料金から施行する。

附 則(昭和51年10月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年11月分料金から適用する。

附 則(昭和53年9月18日条例第27号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、昭和53年11月分料金から、第32条の次に1条を加える改正規定は、昭和54年4月1日から適用する。

2 第32条の2の適用する日(以下「適用日」という。)の前日までに給水装置の新設及び給水管の増口径工事の申込みをした者が、適用日以後1箇月以内にその給水装置による使用を開始しないときは、この条例による改正後の倉吉市上水道給水条例第32条の2の規定を適用する。

附 則(昭和54年3月28日条例第16号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、当該区域に給水を開始した日から施行する。(昭和56年倉吉市水道事業告示第1号で、昭和56年12月25日から黒見地域給水開始)

2 昭和56年4月に量水器の点検を行う区域の昭和56年4月分料金は、改正後の倉吉市上水道給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、点検により算定した額とする。

附 則(昭和56年7月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の倉吉市上水道給水条例は昭和56年8月分料金から適用する。

附 則(昭和58年4月20日条例第16号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月27日条例第16号)

この条例は、当該地域に給水を開始した日から施行する。(昭和60年倉吉市水道事業告示第1号で、昭和60年4月1日から北面・穴沢・尾原・別所・鋤・谷・津原地域給水開始)

附 則(昭和60年6月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「横田、志津の一部、下大江、長坂町、東鴨、大宮、小鴨、中河原、生田、北野、長坂新町、東鴨新町、蔵内、上古川、石塚、福山、鴨河内の一部」の規定は、当該地域に給水を開始した日から施行する。

(昭和63年倉吉市水道事業告示第1号で、昭和63年4月1日から横田、黒見の一部、小鴨、中河原、生田、北野、蔵内、上古川、石塚、福山、鴨河内の一部に給水開始・昭和63年倉吉市水道事業告示第4号で、昭和63年12月25日長坂新町に給水開始・平成元年倉吉市水道事業告示第1号で、平成元年4月1日から下大江、長坂町、東鴨、大宮、東鴨新町に給水開始)

附 則(昭和63年4月1日条例第18号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、昭和63年7月分の料金から、第32条の2及び第33条の改正規定は、昭和63年6月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日の前日までに給水装置の新設又は増口径工事の申込みをした者が、適用日以後1ヵ月以内にその給水装置による使用を開始しないときは、この条例による改正後の第32条の2の規定を適用する。

3 改正後の第33条の表の規定中、第12条第2項の規定による設計審査及びしゅん工検査手数料に係る部分は、適用日の前日までに申込みのあった給水装置の新設又は改造工事で、適用日以後1ヵ月以内に当該給水工事がしゅん工しなかったときは、この条例による改正後の第33条の規定を適用する。

附 則(平成元年3月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第25条の規定は、平成元年5月分の料金から適用する。

3 改正後の第32条の2の規定は、この条例の施行日(以下「施行日」という。)以後に申込みのあった工事について適用し、施行日前に申込みのあった工事については、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月30日条例第17号)

この条例は、当該区域に給水を開始した日から施行する。(平成3年倉吉市水道事業告示第2号で、平成3年6月12日から栗尾に給水開始)

附 則(平成4年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年7月分の料金から適用する。

附 則(平成4年10月16日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月22日条例第40号)

この条例は、当該区域に給水を開始した日から施行する。(平成5年倉吉市水道事業告示第1号で、平成5年12月24日から別所、尾原に給水開始)

附 則(平成8年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年7月分の料金から適用する。

附 則(平成9年3月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉吉市上水道給水条例第25条の規定にかかわらず、この条例施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の額が確定するものに係る料金(施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後である使用にあっては、当該使用料の2分の1に相当する料金の定例日の属する月分)については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月30日条例第12号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月4日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(罰則に係る経過措置)
- 3 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成15年3月27日条例第14号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成25年12月25日条例第34号抄)
(施行期日)
- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)
(倉吉市上水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第31条 第33条の規定による改正後の倉吉市上水道給水条例第25条の規定は、施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
附 則(平成31年3月25日条例第4号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)
(倉吉市上水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 31 第31条の規定による改正後の倉吉市上水道給水条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
附 則(令和元年9月30日条例第10号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(使用料に係る部分を除く。)、倉吉市林業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び倉吉市簡易水道給水条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例、倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例及び倉吉市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(令和元年12月20日条例第22号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和3年12月20日条例第30号)
この条例は、令和4年1月4日から施行する。
附 則(令和5年9月21日条例第28号)
この条例は、令和5年10月1日から施行する。
附 則(令和6年3月22日条例第12号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
上水道事業の給水区域

穴窪、大塚、中江、井手畑、新田、下古川、小田、古川沢、清谷、清谷町一丁目、清谷町二丁目、福庭、福庭町一丁目、福庭町二丁目、海田東町、海田西町一丁目、海田西町二丁目、海田南町、大平町、天神町、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、河北町、山根、伊木、八屋、下余戸、上余戸、栗尾、大原、広栄町、虹ヶ丘町、円谷町、米田町、米田町二丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、下田中町、上灘町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、南昭和町、東巖城町、見日町、幸町、巖城、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、福吉町、福吉町二丁目、旭田町、金森町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、北面、穴沢、別所、鋤、谷、津原、尾原、上神、寺谷、大谷、大谷茶屋、和田、和田東町、不入岡、国府の一部、国分寺、秋喜、福光、横田、黒見、西福守町、馬場町、秋喜西町、志津の一部、富海、下大江、長坂町、長坂新町、東鴨、東鴨新町、大宮、小鴨、中河原、生田、丸山町、西倉吉町、福守町、鴨川町、北野、蔵内、上古川、石塚、福山、鴨河内の一部、関金町大鳥居の一部

別表第2（第2条関係）
簡易水道事業の給水区域

久米簡易水道	三江の一部、福本、尾田、志津の一部、福富、沢谷、杉野、森の一部、下米積、上米積、上福田、下福田
服部簡易水道	服部の一部
大河内簡易水道	大河内の一部
今在家簡易水道	今在家
岩倉簡易水道	岩倉
関金簡易水道	志津の一部、森の一部、大河内の一部、関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居の一部、関金町安歩、関金町関金宿、関金町郡家、関金町山口の一部、関金町野添の一部、関金町明高の一部、関金町堀の一部、関金町今西